

令和4年度第8回

東京都私立学校審議会（第821回）

令和4年12月19日（月）

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後 2 時58分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和 4 年度第 8 回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、当審議会運営細則第 6 条により、本審議会が有効に成立しておりますことを報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 4 件でございます。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第31条第 2 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 4 年12月19日付、東京都知事名。

記、1、NHK学園高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（国立市）外 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と、新たに諮問される案件 4 件の計 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 4 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、学校法人井口学園の寄附行為認可及び中瀬幼稚園の設置者変

更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調査結果につきまして説明願います。

○内野委員 それでは、議案第1号及び第2号につきまして、ご説明申し上げます。

本案件は、杉並区所在の中瀬幼稚園の設置者を、井口佳子氏から学校法人井口学園に変更するものでございます。

去る12月1日、池田委員、私学部の皆様、そして杉並区の担当職員さんと私とで部会調査を実施いたしました。

中瀬幼稚園は、昭和40年の設置以来、50年以上にわたり、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、自然豊かな園庭で、様々な実体験を通して、心の豊かさや生きる力を養うことを大切にしていることがうかがえました。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を十分に充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございます。

十分に要件を満たした施設ではございましたが、私のほうから、この際3点ほど要望してまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法の教育関連法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営を努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上にご尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。申請内容につきましては、認可基準を満たしておることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないだろうと思います。

なお、詳細につきましては、事務局からご説明いただきます。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明を申し上げます。

これは、杉並区所在の中瀬幼稚園の設置者を、井口佳子氏から学校法人井口学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人井口学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第1号、学校法人井口学園設立要項をご覧ください。

名称は、学校法人井口学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項の2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、中瀬幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または三親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は1人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、中瀬幼稚園設置者変更要項をご覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和5年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人井口学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人井口学園、設立代表者は井口佳子氏、園長も同じく井口佳子氏でございます。経費の見積り及び維持の方法については、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○吉田委員 すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ、土地は本当に十分にあるわけですけど、借地というのは、学校法人の寄附行為では、理事長から学校が借りるということとは、今も認められているんですか。

○私学行政課長 特段問題ございません。

○吉田委員 大まかに言って、半分以上自己所有ならいいという……。

○私学行政課長 そうです、2分の1ですね。

○吉田委員 それと、これだけ広い土地なのに、運動場に850平米しか残していないというのは、それはどういう理由なのかだけ教えてください。

○内野委員 現地調査に参りました内野のほうからお答えさせていただきます。

この幼稚園は、周りを昔ながらの雑木林、あるいは竹林に囲まれておりまして、いわゆる運動場として持っている平地がこの程度しかない。逆に言えば、広大な敷地の中のほとんどが立ち木のあるところございまして、いわゆる運動会ができるようなところが、ひとつ囲われた850平米程度のところしかないということでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。

ほかにございますか。どうぞ。

○加茂川委員 質問をお願いします。個人立幼稚園を学校法人化することについては、これまでもご質問させていただいたり、私の関心事項であるものですから、また学法化が進んだこと、指導の成果というか、行政の取組の形が実現したことを大変喜ばしく思いますし、行政の皆様方の労を多としたいと思うのですが、全体的にまだ個人立幼稚園は残っていると思うのですが、どのくらい学法化が進んできているのか、最近の情報がもし分かれば教えていただきたいと思いました。

○私学行政課長 数については、手元があれば、後でお伝えしたいと思います。今、志向園という形で、今年度も諮問させていただいた案件ございますけれども、できるだけ移行できるように、都からも声をかけて進めているところです。数は分かりますか。

○事務局 移行した数ですか。

○加茂川委員 残っている数です。

○私学行政課長 今、数を調べています。

また、促進するという観点では、また都からも各園のほうに声かけをして、説明会ですとか、そういったところもこれから予定しているところがございます。

○内野委員 すみません、私から大づかみの数字ですが本年度の4月1日現在では、実動園が793です。そのうち549が学校法人、その他の法人、宗教法人等でございますが122、そして個人立が122でございます。かつては、おおむね半分が学校法人、残りの4分の1、4分の1が宗教法人等、個人ということでございますので、私学部のご指導もいただきながら、私ども幼稚園も学校法人化に取り組んでおります。

また、年が明けたところで、また私学行政課長にもお力添えいただきながら、学校法人化のための研修会を予定しておるところでございます。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 どうもありがとうございました。

ほかにごございますか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、高等学校についての案件でございます。

議案第3号は、NHK学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

これは、学校法人NHK学園が設置しておりますNHK学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、高等学校通信教育規程の一部改正に伴い、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定め、総定員を2万名から1万名へ変更いたします。

2点目として、協力校に関する変更です。スクーリング会場を確保するため、協力校の追加を行います。また、学校間連携により、単位履修を認める協力校の追加等を行います。

3点目として、教育課程に関する変更です。不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施するコースにおける指導内容を改善するため、教育課程表の一部を変更いたします。

変更の時期につきましては、要項7に記載のとおり、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1、学則比較対照表をご覧ください。

学則第4条の生徒定員につきましては、2万名から1万名へ変更し、第7条の別表第4に記載

されている協力校等の定員を記載いたします。

協力校等における定員の記載につきましては、別紙2、協力校等新旧比較対照表をご覧ください。協力校等ごとに、表の一番右側に定員を記載いたします。

これらの変更につきましては、文部科学省が定める高等学校通信教育規程の令和3年3月の一部改正に伴うものです。

この一部改正において、いわゆるサテライト施設の位置づけが明確にされ、施設の適正な管理という観点から、協力校などの通信教育連携協力施設ごとの定員を、学則で定めることとなりました。

このたび、新たに定員を記載するに当たって、開校時からの協力校の減少や協力校に通う生徒の減少といった状況を鑑み、協力校等全ての定員を精査した結果、記載上の総定員は1万名となりました。

次の変更点について、ご説明いたします。

学則第7条の別表第4を変更します。

資料はそのまま、別紙2、協力校等新旧比較対照表をご覧ください。

最初に、協力校を千葉県に1校追加します。

次に、学校間連携により単位履修を認める協力校を宮城県と滋賀県に1校ずつ追加します。また、兵庫県に記載ある学校の名称が一部略語で記載されていたため、正しい表記に修正いたします。

次の変更点について、ご説明いたします。

学則第17条の別表第2、教育課程表につきましては、文部科学省に指定を受けた不登校児童生徒を対象とした教育課程の内容を一部変更いたします。

具体的には、別紙3、教育課程新旧比較対照表をご覧ください。

別紙3についてですが、教科、総合セッションの科目であるライフマネジメントとメディアコミュニケーションを、総合セッションⅠ・Ⅱに変更いたします。

変更点については、以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第4号は、広尾学園小石川高等学校の学科廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 続きまして、議案第4号についてご説明いたします。

これは、学校法人村田学園が設置しております広尾学園小石川高等学校における学科廃止認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、募集を停止していた商業科について、将来にわたり再開の予定がないため、廃止するものです。

変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をご覧ください。

変更前の収容定員、普通科366名、商業科0名であるものを、変更後は、商業科を廃止し、普通科366名といたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

生徒の処置方法、指導要録等の保存、教職員の処置方法は、要項8から10に記載のとおりです。

また、教職員組織につきましては、要項11に記載のとおりです。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が2件ございます。



議案第5号及び議案第6号は、学校法人世田谷聖母学園の寄附行為認可及び世田谷聖母幼稚園の設置者変更認可についてでございます。いずれも第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は1月18日（水曜日）を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

令和4年ももう終わります。また新しい年が来ますけれども、皆様においては、まだコロナの状況は続いていますけれども、明るいいい年になるように祈念しながら、皆さんもコロナ対策を怠りなく頑張っていただければなというふうに思います。本年はどうもありがとうございました。また来年もよろしくお願いいたします。よいお年を。

午後3時18分閉会